

大淀町納税通知書発送用封筒等広告掲載実施要領

（目的）

第1条 この要領は、大淀町有料広告掲載の取扱いに関する規程（以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、大淀町（以下「町」という。）が発送する納税通知書発送用封筒等（以下「封筒等」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

（広告の媒体）

第2条 封筒等の種類は、町長が別に定める。

（広告の規格等）

第3条 広告の規格、枠数及び封筒等の印刷枚数は、町長が別に定める。

（広告掲載の位置）

第4条 広告の掲載位置は、封筒等のうち、町が指定した位置とする。

（広告掲載の申込み）

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、取扱規程第7条に規定する大淀町有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載をしようする版下（完全な原稿をいう。）を添えて、町が指定する日時までに町長に提出しなければならない。

（広告掲載の基準）

第6条 取扱規程第3条各号に定めるもののほか、町長が別に定めるものは封筒等に広告を掲載しないものとする。

（広告掲載の順序）

第7条 申込者が募集枠を超えるときは、取扱規程第4条に規定する優先順位によるものとし、同一募集枠に優先順位を同じくする複数の申込者があるときは、くじによる。

2 広告の掲載を希望する者が募集枠に達しなかったときは、公募によらず個別に広告掲載の申込みに係る案内をすることができるものとする。

（広告掲載料）

第8条 掲載料は、別表のとおりとする。

2 前項の掲載料には、広告原稿に係るデザイン作成費を含まないものとする。

（広告内容等）

第9条 広告のデザイン及び内容などは、封筒等のイメージを損なうことのないよう広告主と調整して掲載するものとする。

2 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料が発生する場合は広告主の負担とする。

（広告掲載料の還付）

第10条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、町の都合により広告を掲載できなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

附 則
 この要領は、平成21年2月1日から施行する。
 附 則
 この要領は、平成22年2月1日から施行する。
 附 則
 この要領は、平成26年10月1日から施行する。
 附 則
 この要領は、平成30年11月1日から施行する。

別表

封筒種別	印 刷 枚 数	広告掲載料(1枠)
納税通知書等 発送用封筒	1回の募集につき封筒等の印刷枚数の 合計が16,000枚未満	39,000円
	1回の募集につき封筒等の印刷枚数の 合計が16,000枚～40,000枚まで	45,000円
	1回の募集につき封筒等の印刷枚数の 合計が40,001枚～60,000枚まで	60,000円

ただし、2枠を通して同一の企業・団体が広告を掲載する場合は、広告掲載料は上記の1枠の広告掲載料の1.5倍とする。